

小田原市社会福祉協議会の概要

I 社会福祉協議会とは

II 設置目的・役職員構成・重点目標等

III 令和7年度小田原市社会福祉協議会主要事業

IV 令和7年度小田原市社会福祉協議会予算概要

V 社会福祉協議会の組織体制

VI 事務局体制と主な事業体系（令和7年度職員体制図）

I 社会福祉協議会とは

- ・社会福祉協議会は、略して「社協（しゃきょう）」といいます。
- ・全国・都道府県・市町村に設置されている民間の福祉団体です。
- ・住民一人ひとりが身近な地域で相互に交流したり、地域の課題に関心を持って、話し合ったり学び合うなど、誰もが地域の一員として参加しやすい場づくりを進めています。



「民間組織としての自主性」と「さまざまな分野の関係者・地域住民に支えられた公共性」の二つの側面をあわせ持った組織で「地域福祉の推進を図ることを目的とした団体」として社会福祉法に位置付けられています。

1 社協の法律上の位置づけ

社会福祉法（第4条） 地域福祉の推進

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下、「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一因として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

社会福祉法（第109条） 地域福祉の推進を目的として社会福祉協議会は以下の事業を実施する

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び立案
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 社協のめざすもの

全国社会福祉協議会が掲げる市区町村社協経営指針では、「地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域福祉課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進することを使命としています。



「ともに生きる豊かな地域社会」とは、地域住民一人ひとりが協働し、日々ともに支え合って、生活における楽しみや生きがいを見出し、生活上のさまざまな困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心して、その人らしい生活を送ることができる社会とすることです。

今日の社協は、地域共生社会の実現に向けた協働の中核を担う組織として、その役割と機能を発揮することが求められています。

3 地域福祉推進に向けた社協の役割

- (1) 住民参加の機会の創出
- (2) 日常生活における生活問題の発見と住民間の合意形成
- (3) 生活問題の解決に向けた住民間と、関係機関とのネットワークの創造
- (4) 地方自治体や国に対する、様々な施策や制度改革の提言

Ⅱ 設置目的・役職員構成・重点目標等

1 設置目的

小田原市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

2 事業

- (1) 社会福祉を目的とする事業に関する企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 福祉サービス利用援助事業
- (8) 老人居宅介護等事業の経営
- (9) 障害福祉サービス事業の経営
- (10) 移動支援事業の経営
- (11) 生活福祉資金貸付事業
- (12) 福祉総合相談事業
- (13) 生活つなぎ資金の貸付事業
- (14) ボランティア活動の振興
- (15) 成年後見制度に関する事業
- (16) 各種法外援護事業
- (17) その他法人の目的達成のため必要な事業

3 設立年月日

昭和27年12月24日 小田原市社会福祉協議会
昭和51年 5月20日 社会福祉法人小田原市社会福祉協議会設立認可
昭和51年 7月 1日 社会福祉法人小田原市社会福祉協議会設立(県下11番目)

4 役員構成

会 長 1名 [学識経験]
副 会 長 3名 [自治会・民生委員・地区社協]
常務理事 1名 [学識経験]
理 事 16名 [自治会2・民生委員2・地区社協2・更生保護事業団体1・福祉団体1・福祉施設1・学識経験者5・行政関係者1・ボランティア1]
監 事 2名
評 議 員 37名 [自治会2・民生委員2・地区社協24・青少年育成団体1・福祉団体2・福祉施設2・学識経験者1・行政関係者1・ボランティア2]

5 事務局構成 (R7.6.1 現在)

常務理事	1名	
事務局長	1名	(介護サービスセンター運営管理者兼務)
専任職員	17名	(リーダー含)
専任再雇用職員	4名	
嘱託職員 (法人運営)	4名	
嘱託職員 (介護サービスセンター)	6名	
臨時職員 (法人運営・介護サービスセンター)	7名	
非常勤職員 (おだわら成年後見支援センター)	1名	(センター長・弁護士) 合計41名

6 令和7年度重点目標

(1) 第4期地域福祉活動計画の推進・管理

第4期地域福祉活動計画の市民への周知に努めるとともに、本計画が効率的に推進できるよう、市や地区社協会長、自治会長、民生委員・児童委員、福祉施設、各種市民活動グループ等と引き続き連携を強化し、計画の実現に努めます。

(2) 会員の加入促進に向けた取組みの推進

自主性のある運営と事業推進を図るためには、財政基盤の安定化が不可欠であり、住民に対して会員となることの意義や会費の目的・用途等を「社協おだわら」等により積極的に周知し、加入促進に向けた取組みを強化していきます。

また、市社協及び地区社協の重要な活動財源であることから、より理解を得られるよう市民及び企業等に向けた情報発信を行います。

(3) 市内26地区社会福祉協議会の支援及び連携強化

地域福祉を進めるためのネットワーク形成の「核」である地区社協に対して、各種活動等で把握した各地域の特性や課題を的確に踏まえたうえで、さまざまな場面での支援や連携を強化します。（令和8年度に地区社協育成費補助金の見直し予定）

(4) 支え合いの体制づくりの推進

要援護者に対する見守りを主な目的とする「きずなチーム活動」、地域住民のふれあいの場として拡充しつつある「サロン活動」、制度的な枠組みでは対応できない生活課題を住民が解決する「生活応援隊活動」など、地域における取組みに対する支援を強化し、支え合いの体制づくりに努めます。

(5) ボランティア活動の充実強化

地域の諸団体や行政と連携のうえ、相談、広報啓発、学習（育成）及び寄付（助成）といったボランティアセンター機能の充実強化を図るとともに、福祉ボランティアスクールをはじめとする各種講座の開催などの地域福祉活動計画に沿った事業を展開します。

(6) 総合相談体制の推進

制度の狭間の問題を解消し、社会的孤立を防ぎ、地域住民のあらゆる生活課題を受け止める体制をつくり、生活課題の予防、早期発見・早期解決など多様な担い手との協働により生活支援の強化に努めます。また、総合的な相談支援体制を強化し、アウトリーチ（※説明：5頁）を通じた問題発見と自立に向けた伴走、関係機関等との支援サービスの調整、地域活動団体等と協調した地域資源の活用などに取り組んでいきます。

(7) 成年後見制度中核機関運営業務

必要な人が必要なときに利用できる成年後見制度の利用促進に向け「おだわら成年後見支援センターTOMONI（ともに）」、市及び法律専門職等と連携し進めていくとともに、市民後見人養成事業を推進いたします。

(8) 介護保険制度等に基づく事業の適正な運営

「介護保険法」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づき、適正なサービス提供及び質の向上に努めます。

7 主な事業

(1) 社協組織体制及び活動の強化

[法人運営関係会議、地区社協関係会議、各種運営委員会、研修・研究事業、社会福祉法人・福祉施設との連携・協働、経営管理部会、情報公開の総合的な推進]

(2) 広報活動・啓発活動

[社協会員PR紙の発行、社協おだわら発行（4回）及びホームページの充実等]

(3) 地区社協の育成・援助

[活動交付金・ブロック別運営費・情報紙作成・世代間交流・地域安心見守り事業・地域活動参加促進経費の補助、いきいき健康事業、サロン活動の推進、きずなチーム員研修会・きずなチーム代表者連絡会の開催、きずなチーム地区別研修会の開催支援、サロン活動・地域福祉コーディネーター会活動経費補助等]

(4) 高齢者支援事業の推進

[小田原市老人クラブ連合会事業に助成・協力、地域包括支援センター・福祉施設等との連携推進、アクティブシニア応援ポイント事業、家族介護者支援事業の推進等]

(5) 児童福祉支援事業の推進

[各種団体事業に助成・協力、父子世帯・交通遺児世帯の支援、学校との連携推進、ひとり親家庭への支援（食糧支援・父子家庭児童へ図書カードを支給）、小田原市母子寡婦福祉会へ事業費の助成等]

(6) 障がい者支援事業の推進

[各種団体事業に助成・協力、福祉施設等との連携推進等]

(7) ボランティア活動の充実・強化

[活動にかかわる各種相談への対応、登録ボランティアの支援、福祉ボランティアスクール、市民福祉大学、災害ボランティアセンターマニュアルに基づく訓練の実施、各種講座修了者のフォローアップ、障がい福祉施設&マップの作成等]

(8) 生活支援事業の推進

[生活応援隊（日常生活支援活動）の推進、地域共生社会推進事業、ふらっと城山の管理]

(9) 食の自立支援事業の推進

[一人暮らし高齢者等への配食及び安否確認の実施]

(10) 総合相談事業の推進

[各種窓口の連携強化、福祉まるごと相談体制の推進（重層的支援会議、多機関との連携構築に向けた研修会、アウトリーチを通じた問題発見、地域資源の把握・開発の研究、生活支援コーディネーターとの協働)]

(11) 権利擁護関係事業の推進

[日常生活自立支援事業・法人後見事業の実施、成年後見制度利用促進を目指した中核機関おだわら成年後見支援センターTOMONI（ともに）の運営、市民後見人養成事業の推進]

(12) 介護サービスセンター事業

[介護保険法に基づく訪問介護・介護予防日常生活支援総合事業、障害者総合支援法に基づく居宅介護・同行援護・移動支援、自主契約ホームヘルパー派遣事業]

(13) 福祉機器等貸出事業

[福祉機器：車イス、行事用機器：簡易テント（3m×4.5m）、着ぐるみ、かき氷機、綿菓子機、ポップコーン機（かき氷機、綿菓子機、ポップコーン機は有料：1回1台につき500円)]

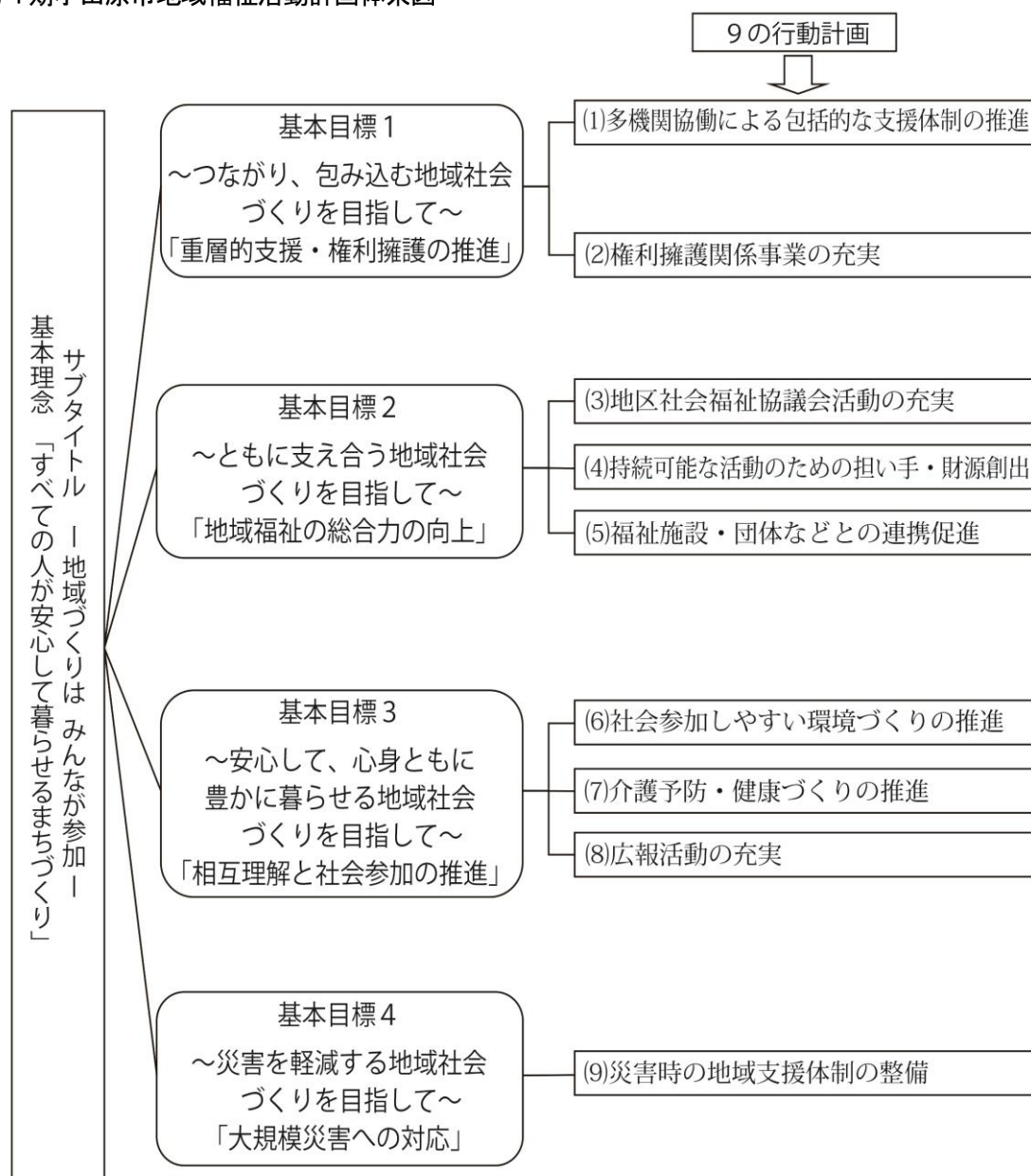
8 受託団体・事業等

団体事務	小田原市受託事業	神奈川県社会福祉協議会受託事業
(1) 共同募金会小田原市支会 (2) 小田原市老人クラブ連合会 (3) 小田原市遺族会 (4) 小田原市母子寡婦福祉会	(1) 小田原市食の自立支援事業 (2) 小田原市いきいき健康事業 (3) 小田原市アクティブシニア応援ポイント事業 (4) 小田原市社会福祉センター管理業務 (5) 包括的支援・多機関協働業務 (6) 生活支援体制整備事業コーディネーター業務 (7) 地域福祉相談支援事業 (8) 成年後見制度中核機関運営業務 (9) 参加支援事業	(1) 生活福祉資金貸付事業 (2) 日常生活自立支援事業

※アウトリーチとは

「生活上の課題を抱えながら、自ら援助にアクセスできない個人や家族に対し、家庭や学校への訪問支援、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかける取組み」のことです。

※第4期小田原市地域福祉活動計画体系図



Ⅲ 令和 7 年度小田原市社会福祉協議会主要事業

1 地区社協等育成事業【担当：各地区担当者 TEL 35-4000】

市内 26 地区社協の育成・支援、及び連携強化を図ります。

- (1) 地区社協活動財源交付金 10,476,000 円
各地区会費納入実績に応じ、約 45% を交付します。

- (2) 地域安心見守り事業費 3,373,000 円
きずなチームやサロン活動等の取り組みを支援します。

- (3) 地域活動参加促進経費 5,709,000 円
多くの住民が地域福祉活動に参加しやすい環境づくりを図るための経費を助成します。

- (4) 地区情報紙作成援助費 2,180,000 円
地区社協活動の取組み等について紙面を通じ紹介するとともに、地区社協に対する住民の理解、協力を得ることに努めます。

- (5) 世代間交流事業費 1,040,000 円
高齢者と若い世代の人達が、相互にふれあいを持ち生活体験を伝えることにより、地域社会に対する理解と、ふれあいのある地域社会形成を図ります。

- (6) 地区社協ブロック別運営費 300,000 円
近隣地区社協との情報交換等を通じ、地区社協相互の連携を図ります。
[上限@50,000 円×6 ブロック]

- (7) 地区ボランティアクラブブロック別運営費 180,000 円
近隣地区ボランティアクラブの情報交換を通じ、地区ボランティアクラブの連携を図ります。
[上限@30,000 円×6 ブロック]

2 ボランティア活動事業【担当：ボランティア支援担当者 TEL 35-4000】

- (1) 福祉ボランティアスクール 814,000 円
ボランティア活動に参加したいと考えている市民を対象に、年間を通じてボランティアとしての基礎知識や技術的な養成・育成に努めます。
[地区ボランティア・視覚・聴覚・障がい児・精神保健福祉・傾聴講座等]

- (2) ボランティアグループ等活動助成費 1,876,000 円
ボランティアセンター登録グループに対し、ボランティア活動の振興を図るため、ボランティアセンターに寄せられた寄託金を配分します。

3 いきいき健康事業（市受託事業）【担当：各地区担当者 TEL 35-4000】 1,578,000 円

高齢者のための健康づくり・介護予防を目的として、転倒予防教室、認知症予防教室、体操教室等の講座を地区社協と共同で実施します。

4 食の自立支援事業（市受託事業）【担当：地域支援担当者 TEL 35-4000】 ... 15,609,000 円

栄養バランスが良く、症状にあわせた食事を提供することで、高齢者等の栄養状態の改善を図るとともに、宅配時に健康状態の確認をすることで地域における見守りネットワークを構築することを目的とします。

5 アクティブシニア応援ポイント事業（市受託事業）【担当：地域支援担当者 TEL 35-4000】

.....1,831,000 円

高齢者が市指定の介護保険施設等でボランティア活動をした際に、その活動に対してポイントがつき、ポイントに応じた商品に交換することにより、高齢者の社会参加や生きがいをづくりを奨励・支援することを目的とします。

6 介護サービスセンター事業【担当：介護サービス課 TEL 35-8143】..... 89,234,000 円

介護保険法に基づき要介護・要支援状態にある方に対し、利用者の心身の状況に応じ自立した日常生活が営めるよう、訪問介護を提供するとともに、障害者総合支援法に基づき身体・知的・精神障害者及び障害児に対しての障害福祉サービスのほか、自主契約によるホームヘルパーの派遣を行います。

(1) 介護保険法に基づく事業

- ①訪問介護事業（要介護者への身体介護、生活援助のホームヘルパー派遣）
- ②介護予防訪問介護事業（要支援者への身体介護、生活援助のホームヘルパー派遣）
- ③介護予防・日常生活支援総合事業（要支援者等への国基準及び基準緩和型のホームヘルパー派遣）

(2) 障害者総合支援法に基づく事業

- ①障害福祉サービス（身体、知的、精神障害者及び障害児、難病等対象者への身体介護、家事援助及び通院介助のホームヘルパー派遣）
（重度視覚障害者への同行援護のホームヘルパー派遣）
- ②地域生活支援事業（障害者等が円滑に外出することができるよう、移動を支援するためのホームヘルパー派遣）

(3) 自主契約ホームヘルパー派遣事業

制度に該当しない対象者へのヘルパー派遣

7 権利擁護関係事業

【担当：権利擁護推進担当者 TEL 35-7770】.....18,721,000 円

(1) 日常生活自立支援事業（県社協受託事業）

日常生活を営むうえで十分な判断能力が無い認知症高齢者や知的及び精神障がい者等が、地域での自立した生活を送れるよう福祉サービスの適切利用の援助等として、ご本人との契約に基づき、次のサービスを提供します。

- ①福祉サービス利用援助（各種福祉関連情報提供、契約手続、利用手続等）
 - ・上記①に伴う日常的金銭管理サービス（日常生活に必要な預金の払戻しや預け入れ、医療費や福祉サービス利用料等の支払い代行等）
 - ・上記①に伴う書類等預かりサービス（金融機関の貸金庫に保管）

(2) 法人後見事業

認知症や知的・精神障がいなどにより、判断能力が不十分な方等に代わって、市社協が後見人等として財産管理や身上保護を行います。（家庭裁判所による審判が必要です。）

(3) 成年後見制度中核機関運営業務（市受託事業）

成年後見制度の利用促進を目的とした中核機関「おだわら成年後見支援センターTOMONI（ともに）」について、法律専門家、行政、関係機関等との連携により運営しますとともに、市民後見人養成事業を推進します。

8 資金貸付事業 【担当：生活支援担当者 TEL 35-4000】.....7,126,000 円

(1) 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）

低所得者、障がい者または高齢者世帯に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れることを目的に資金の貸付けと必要な相談を行います。

- ①福祉資金、教育支援資金
- ②総合支援資金（失業者を支援するための資金）
- ③不動産担保型生活資金（高齢者世帯に対して不動産を担保に貸付を行う資金）
- ④緊急小口資金（緊急かつ一時的に生計維持が困難となった世帯に貸付ける小額の資金）

(2) 生活つなぎ資金貸付事業

生活保護の申請が受理されたものの、初回の保護費支給までの生計を維持することが困難な世帯に対する支援として小額の資金の貸付を行います。

9 援護事業【担当：総務企画担当者 TEL 35-4009】

(1) 交通遺児世帯援護事業622,000 円

交通遺児世帯に激励金・見舞金等を支給します。

(2) 災害見舞金支給事業300,000 円

火災等による罹災世帯へ見舞金を県共同募金会事業と併せて支給します。

10 年末たすけあい義援金配分事業【担当：総務企画担当者 TEL 35-4009】… 3,695,000 円

市民から寄せられた募金を有効に活用できるよう配分し、共に支えあう地域づくりに努めます。

また、本配分事業として次の事業にも取り組みます。

(1) 生活困窮者支援事業

緊急的に支援が必要ではあるが、現行の諸制度では対応できない生活困窮者・世帯に対し、年末たすけあい義援金を財源に食糧物資等を援助します。

(2) 家族介護者支援事業

家庭で介護をされている人の情報交換等の場を目指して、地区社会福祉協議会が福祉施設等と連携しながら開催するサロン、集い、交流会に対して、年末たすけあい義援金を活用し支援します。

11 ふらっと城山管理運営業務【担当：総務企画担当者 TEL 35-4009】…… 2,106,000 円

住民の交流拠点である「ふらっと城山」の管理運営をします。

12 小田原市社会福祉センター管理運営業務（市受託事業）

【担当：総務企画担当者 TEL 35-4009】…… 2,590,000 円

会議室の貸出業務等を行います。

13 包括的支援・多機関協働事業（福祉まちづくり相談事業）・地域福祉相談支援事業（市受託事業）

【担当：相談支援担当者 TEL 35-4020】…… 53,866,000 円

住民の悩みに対し、多機関と連携を図りながら、地域の福祉資源も有効に活用し問題解決に向けて伴走的な支援を行う職員を「支援員」として位置づけ事業を推進します。また、地位の相談支援体制の充実・強化（地域福祉相談支援事業）として、「地域福祉相談支援員」を配置します。

14 生活支援体制整備事業コーディネーター業務（市受託事業）

【担当：各地区担当者 TEL 35-4000】…… 13,867,000 円

地区担当職員を生活支援コーディネーターとして位置づけ、既存の取組や組織等も活用しながら、地域の高齢者を支える生活支援等のサービス提供体制の構築に取り組みます。

15 参加支援事業の取組みに向けた体制づくり（市受託事業）

【担当：各地区担当者 TEL 35-4000】…… 1,152,000 円

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して、社会とのつながりづくりに向けた支援に向けて、市及び関係機関等と連携し進めます。

Ⅳ 令和7年度小田原市社会福祉協議会予算概要

1 令和7年度予算

予算総額：396,441,000円

【収入】

【支出】

項 目	予算額(千円)	割合	経理区分	予算額(千円)	割合
会費収入	23,056	5.8%	法人運営事業	132,899	33.5%
寄付金収入	2,945	0.7%	地域福祉推進事業	21,956	5.5%
市補助金収入	109,791	27.7%	ボランティア活動推進事業	6,034	1.5%
市受託金収入	96,859	24.4%	地域援護事業	13,468	3.4%
県社協受託金収入	7,774	2.0%	市受託事業	106,084	26.8%
共同募金配分金収入	16,265	4.1%	共同募金配分金事業	21,766	5.5%
介護保険等事業収入	86,259	21.8%	介護サービスセンター事業	94,234	23.8%
利用者負担金・繰越金等	53,492	13.5%			
合 計	396,441	100.0%	合 計	396,441	100.0%

2 地区社協への支援と会費の使途

市 民 会 費：一般会費 400 円、特別会費 1,000 円、賛助会費 3,000 円



26 の地区社協



市 社 協 ⇒ 地区社協へ交付 補助金総額 25,679,000 円

- ① 地区社協活動財源交付金(会費納入実績に応じて) 10,476,000 円
- ② 地域安心見守り事業費 3,373,000 円
- ③ 地域活動参加促進経費 5,709,000 円
- ④ 地区情報紙作成援助費 2,180,000 円
- ⑤ 世代間交流事業援助費 1,040,000 円
- ⑥ 重点事業助成金(コーディネーター会・サロン・生活応援隊) 1,133,000 円
- ⑦ 共同募金協力事務費 1,288,000 円
- ⑧ 地区社協ブロック別運営事務費 300,000 円
- ⑨ 地区ボランティアブロック別運営事務費 180,000 円

【参考】 社協会費の実績 (R7. 3. 31 現在)

会員区分		年会費(一口)	令和6年度実績	
			会員数(口数)	会費額(円)
一般会員	一般世帯	400円	49,162	19,663,500
特別会員	個人	1,000円	1,284	1,284,000
	福祉施設・団体等	3,000円	38	120,000
賛助会員	事業所等	3,000円	668	2,004,000
合 計			51,152	23,071,500

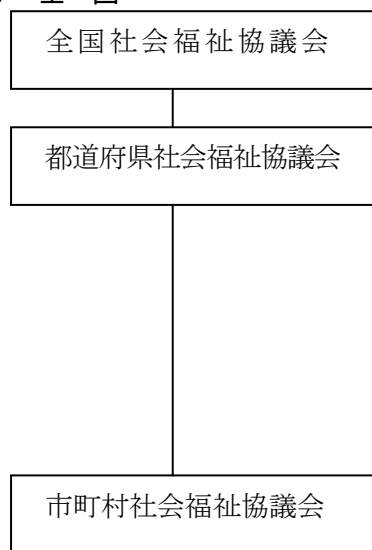
【口数は地域の実情(集金方法等)により、一部調整をしています。】

※会員参考加入率 59.3%…小田原市の世帯数(R6.4.1 現在) =85,037

一般会員と特別会員・個人の口数の合計=50,446

V 社会福祉協議会の組織体制

1 全 国



[共通原則]

- ① 福祉課題の把握、提言、改善運動の実施
- ② 住民の主体的な福祉活動の推進
- ③ ボランティア活動の振興
- ④ 社会福祉その他の関連分野の連携・調整・支援と組織化
- ⑤ 福祉サービス等の企画・実施
- ⑥ 総合的な相談・生活支援活動、及び情報提供
- ⑦ 福祉教育・啓発活動の実施
- ⑧ 研修、人材育成事業の実施
- ⑨ 地域福祉の財源の確保・造成及び助成の実施
- ⑩ 共同募金への協力活動の実施

[16 市（政令市除く）、13 町、1 村]

2 小田原市社会福祉協議会の組織構成

理事（現員数 16 名・正副会長、常務理事含）：評議員（現員数 37 名）



【各種委員会】

- ① ボランティアセンター運営委員会
- ② 交通遺児援護基金運営委員会
- ③ 広報編集委員会
- ④ 経営管理部会
- ※苦情解決第三者委員（3 名）
- ※評議員選任・解任委員会

VI 事務局体制と主な事業体系

1 令和7年度職員体制図（令和7.6.13付）

常務理事 藤澤隆則

事務局長 兼運営管理者 遠藤貴文

常務理事 1名
事務局長兼運営管理者 1名（専任）
専任職員 17名
専任再雇用職員 4名
嘱託職員 10名
臨時職員 7名
非常勤職員 1名 計41名

総務企画係	主な事務事業区分	専任職員	兼務	再雇用・嘱託職員	臨時職員
	○総務企画担当 法人会議・財産管理事務 会員・会費、共同募金事務 労務管理、経理事務 施設管理、団体事務	リーダー 山居 主事 町田 主事 須山 主事 増田	村田	堂本、小倉 伊海、本多、森本 森山、小川	
地域福祉係	○ボランティア支援担当	リーダー 山田 主事 村田 主事 齊藤			
	ボランティアセンター事業				
	○地域支援担当	リーダー 栗田 主事 坂本 主事 小澤	山田 齊藤	酒井	
	地域活動支援事業				
	○相談支援担当	リーダー 谷川 主事 福田 主事 杉浦	栗田	田中	
	福祉まるごと相談事業				
権利擁護係	○権利擁護推進担当				
	あんしんセンター事業	リーダー 石井 主事 塩見 主事 馬澄		秋山 深井 小峯	
	法人後見事業				
	おだわら成年後見支援センター事業			中野センター長（非常勤）	
在宅福祉係	○介護サービスセンター		再雇用・嘱託職員		臨時職員
	訪問介護事業			竹内、辻	
	障害福祉サービス事業	事業所管理者 原	小倉	杉崎、中林、松本	
	庶務事務			三橋	本多真、門松

2 地区社協担当職員及び福祉まると相談員

圏域・センター名	地区名	地区担当者	包括圏域統括者	福祉まると相談員	総括
しろやま	緑	山田 菊代	山田	谷川 栗田 福田 杉浦	山田
	万年				
	幸				
	芦子	谷川 祐子			
はくおう	足柄	須山 健太	谷川		
	山王網一色				
	新玉				
じょうなん	十字	松本 大輔	須山		
	片浦				
	早川				
	大窪				
はくさん	二川	馬澄 百菜	杉浦		
	久野	杉浦 大貴			
ひがしとみず	東富水	塩見 智也	塩見		
とみず	富水				
さくらい	桜井				
さかわ こやわた・ふじみ	酒匂	村田 亮太	村田		
	富士見				
しもふなか	下府中	栗田 知征	栗田		
とよかわ・かみふなか	上府中				
	豊川	齊藤 由姫			
そが・しもそが・こうづ	曾我	石井 孝代	齊藤		
	下曾我				
	国府津				
たちばな	前羽	福田 浩基	福田		
	橘北				

※圏域・センター名…地域包括支援センター

※地区名…地区社協